



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月19日金曜日 第1542号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... 245
建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... 245

告 示

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 246
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 246
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 247
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更..... 247
 指定介護機関の所在地名の変更..... 247
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出..... 247
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 248
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... 248
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 248
 農業災害補償法による知事が定める基準の一部改正..... 249
 土地改良事業の計画の変更の認可..... 249
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）..... 249
 村営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 250
 町営土地改良事業の施行の同意..... 250
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 250
 町営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 250
 市営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 250
 保安林の指定の解除（4件）..... 250
 付保義務の発生..... 251
 建設業者の許可の取消し..... 251
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... 252
 道路の供用開始（県道中山伊予線）..... 254
 道路の区域変更（県道中山伊予線）..... 254
 道路の供用開始（ " ）..... 254
 道路の区域変更（一般国道378号）..... 255
 道路の供用開始（ " ）..... 255
 道路の区域変更（県道美川川内線）..... 255
 道路の供用開始（ " ）..... 255
 道路の区域変更（県道久万中山線）..... 256
 道路の供用開始（ " ）..... 256
 道路の区域変更（県道中山双海線）..... 256
 道路の供用開始（ " ）..... 256
 道路の区域変更（県道野村柳谷線）..... 256
 道路の供用開始（ " ）..... 257
 道路の区域変更（一般国道197号）..... 257
 道路の供用開始（ " ）..... 257
 道路の区域変更（県道広見吉田線）..... 257
 道路の供用開始（ " ）..... 258
 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... 258
 道路の供用開始（ " ）..... 258
 開発行為に関する工事の完了..... 258

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 259

規 則

○愛媛県規則第7号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「短期間で」の下に「又は試行的に」を加え、「短期課程の」を削る。

別表愛媛県立松山高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中

OAビジネス科	30人	1年
---------	-----	----

を削り、同部普通職業訓練短期課程の項中

ブロック建築科	8人	1年
---------	----	----

を

エクステリア科	8人	1年
OA経理科	60人	6月

に改める。

様式第2号中

「身長 cm 体重 kg 胸囲 cm」を

「身長 cm 体重 kg」に改め

、「色覚 正常・赤緑色弱・赤緑色盲・全色弱」を削

り、同様式注1中「及び色覚欄」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第8号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加戸守行

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第4項を削る。

第7条第1項第1号中「エレベーター」の下に「（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項の規定により

性能検査を受けなければならないものを除く。)を加え、同条第3項中「6月30日まで」を「翌年の3月31日までとし、かつ、前回の報告の日の翌日から起算して1年を超えない日」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
愛媛物産株式会社	北宇和郡松野町豊岡3063番地	デイサービスセンターなごみ	北宇和郡松野町豊岡3063番地	平成16年1月30日
有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8番35号	おかげさん	今治市東村五丁目8番35号	平成16年2月17日
コスモス介護サービス有限公司	宇和島市中央町二丁目4番26号	コスモス介護サービス有限公司	宇和島市中央町二丁目4番26号	平成16年2月25日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407	株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407	平成16年3月1日
有限会社訪問介護にじ	八幡浜市大平1番耕地814番地	有限会社訪問介護にじ	八幡浜市大平1番耕地814番地	平成16年1月23日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	デイサービスセンターふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成16年1月20日
有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町1164番地3	アシストジャパン ヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成16年1月27日
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしのめ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成16年2月2日
医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	平成16年2月25日
石鎚交通株式会社	西条市神拝乙36番地の4	いしづち介護サービス	西条市朔日市893番地の6	平成16年2月25日
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	訪問ケアステーション春賀	大洲市春賀甲1665番地	平成16年2月20日
ウマ交通有限公司	伊予三島市中央三丁目11番33号	新町ヘルパーセンター	伊予三島市中央三丁目11番33号	平成16年3月1日
有限会社アクト・ヒューマンケア	福岡県福岡市南区向野二丁目6番25号	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022番地1	平成16年1月23日
あいオート有限公司	伊予市下吾川577番地2	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	伊予市下吾川577番地2	平成16年2月5日

○愛媛県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	有限会社いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	平成16年2月12日

○愛媛県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	老人保健施設八恵苑	（変更後） 今治市北日吉町一丁目19番15号 （変更前） 今治市北日吉町一丁目10番53号	平成15年10月9日

○愛媛県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	今治市在宅介護支援センターかとれあ	（変更後） 今治市北日吉町一丁目19番15号 （変更前） 今治市北日吉町一丁目10番53号	平成15年10月9日

○愛媛県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が、次のように変更された。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
老人保健施設八恵苑	医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番53号	今治市北日吉町一丁目19番15号	平成15年10月9日

○愛媛県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人三善会	宇和島市堀端町2番39号	居宅介護支援事業所風阿	宇和島市堀端町2番39号	平成16年1月6日

○愛媛県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
面河村	上浮穴郡面河村渋草2431番地	面河村指定訪問介護事業所	上浮穴郡面河村渋草2431番地	平成15年3月31日
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	訪問看護ステーション医師会川東	新居浜市桜木町15番16号	平成15年11月30日
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	訪問看護ステーション医師会上部	新居浜市松原町12番44号	平成15年11月30日
うま農業協同組合	伊予三島市金子二丁目4番23号	J Aうま居宅介護支援センター	伊予三島市中央一丁目1番27号	平成15年11月1日
医療法人サマリヤ会	伊予市米湊266番地1	木村脳神経外科	伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日

○愛媛県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伯方町	越智郡伯方町木浦甲1235番地	伯方町地域福祉センター	越智郡伯方町木浦甲3930番地1	平成15年6月30日
面河村	上浮穴郡面河村渋草2431番地	指定居宅介護支援事業所面河村	上浮穴郡面河村渋草2431番地	平成15年3月31日
医療法人天楽会	今治市泉川町一丁目3番45号	みき指定居宅介護支援事業所	今治市泉川町一丁目3番45号	平成16年1月15日
うま農業協同組合	伊予三島市金子二丁目4番23号	J Aうま居宅介護支援室	伊予三島市中央一丁目1番27号	平成12年5月1日
うま農業協同組合	伊予三島市金子二丁目4番23号	J Aうま居宅介護支援センター	伊予三島市中央一丁目1番27号	平成15年11月1日

○愛媛県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン愛媛北条店
北条市中須賀 309 番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田耕造
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田耕造
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年11月10日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,103平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
100台
イ 駐輪場の収容台数
55台
ウ 荷さばき施設の面積
60平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
25立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成16年3月9日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第522号

農業災害補償法による知事が定める基準（昭和39年1月愛媛県告示第50号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行
表水稻の項区域の欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、「八幡浜市」の下に「、西予市」を加え、「、東宇和郡」を削る。

○愛媛県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東予市庄内土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大野地区）の計画の変更を平成16年3月10日認可した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予三島市豊岡町岡銅、長田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・学蓮寺地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月22日から4月16日まで
- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇摩郡土居町大字津根地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・籠地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成16年3月22日から4月16日まで

- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東宇和郡宇和町大字坂戸地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・中池坂戸地区）
計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月22日から4月16日まで
- 3 縦覧場所
宇和町役場

○愛媛県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・沢渡水路地区）の施行に平成16年3月10日同意した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・釣井地区）の施行に平成16年3月10日同意した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・野地地区）の施行に平成16年3月10日同意した。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第530号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・上影地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（農業用道路整備事業・上影地地区）
計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月22日から4月16日まで
- 3 縦覧場所
肱川町役場

○愛媛県告示第531号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）変更計
画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月22日から4月16日まで
- 3 縦覧場所
波方町役場

○愛媛県告示第532号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・奥久谷地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（ほ場整備事業・奥久谷地区）変更計
画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月22日から4月16日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町岩松字保木ノ上乙191の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 534 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町岩松宇保木ノ上乙 191 の 5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 535 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字高田丁 626 の 5、丁 627 の 9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 536 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定

○愛媛県告示第 538 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡城辺町僧都 878 の 8 から 878 の13まで、 879 の 10、 879 の11
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 537 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（宇和島地方局管内）

岩松加入区

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 事 実
(般 - 14) 第10715号	平成14年 12月22日	(有)道下建設	道下 博	松山市居相町202 - 7	平成16年 2月4日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第12378号	平成13年 8月31日	(有)アルファ工芸	井出 和昭	松山市中野町甲298 - 2	平成16年 2月9日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第8399号	平成14年 8月18日	谷原建設	谷原善三郎	松山市上野町甲226	平成16年 2月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第14232号	平成11年 4月26日	相原組	相原 克彦	松山市土居町939 - 1	平成16年 2月12日	大工工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第9903号	平成12年 8月27日	(有)村蘇石材	村上 真次	越智郡宮窪町大字余所 国533	平成16年 2月16日	石工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第10832号	平成12年 5月19日	(株)モクレン	古田 謙二	伊予市下吾川2045 - 1	平成16年 2月18日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第10796号	平成12年 3月30日	神野組	神野 忠靖	新居浜市本郷 2 - 6 - 8	平成16年 2月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第11339号	平成13年 12月 6日	(有)福島鷹全	福島 和美	新居浜市泉宮町 1 - 8	平成16年 2月26日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第10866号	平成12年 6月17日	(株)中廣工務店	中嶋 哲雄	松山市鷹子町689 - 4	平成16年 2月27日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第539号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、波方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

波方町

越智郡波方町大字樋口甲 250 番地

代表者 町長 片上修二郎

越智郡波方町大字樋口甲 222 番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

越智郡波方町大字波方甲2729番14から同甲2729番17に至る間の地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.73メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡波方町大字波方字石持乙 482 番、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経 132 度57分29秒8545の地点

1 点は、基点から真北 323 度31分06秒1,166.36メートルの地点

2 点は、1 点から真北43度44分40秒 35.65メートルの地点

3 点は、2 点から真北 133 度44分40秒 20.00メートルの地点

4 点は、3 点から真北43度44分40秒 38.94メートルの地点

5 点は、4 点から真北 133 度44分40秒5.90メートルの地点

6 点は、5 点から真北43度44分40秒1.00メートルの地点

7 点は、6 点から真北 133 度44分40秒0.50メートルの地点

8 点は、7 点から真北 223 度44分40秒1.01メートルの地点

9 点は、8 点から真北 133 度44分40秒 24.59メートルの地点

10 点は、9 点から真北 223 度44分40秒 35.97メートルの地点

11 点は、10 点から真北 133 度44分40秒 79.81メートルの地点

12 点は、11 点から真北43度44分40秒0.98メートルの地点

13 点は、12 点から真北 133 度44分40秒9.70メートルの地点

14 点は、13 点から真北 223 度44分40秒1.00メートルの地点

15 点は、14 点から真北 133 度44分40秒 10.80メートルの地点

16 点は、15 点から真北43度44分40秒1.00メートルの地点

17 点は、16 点から真北 133 度44分40秒8.50メートルの地点

18 点は、17 点から真北 223 度44分40秒 38.68メートルの地点

- (3) 面積

7,045.86平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年1月12日 愛媛県指令11港第554号

- 4 しゅん功認可年月日

平成16年3月19日

○愛媛県告示第540号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、生名村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

越智郡生名村1276番1から同村1425番までの地先公有水面及び同村1422番2から同村1469番2までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1の地点から32の地点までを順次直線で結んだ線、32の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線、33の地点から76の地点までを順次直線で結んだ線並びに76の地点と33の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（四等三角点「巖島」）は、北緯34度16分7.8334秒、東経 133 度11分 16.4546 秒の地点

1 の地点は、基点から真北 311 度21分43秒567.29メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北 350 度22分36秒9.25メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 350 度20分39秒1.46メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北 350 度22分35秒7.89メ
 ートルの地点
 5の地点は、4の地点から真北80度23分09秒5.09メ
 ートルの地点
 6の地点は、5の地点から真北 350 度22分28秒4.33メ
 ートルの地点
 7の地点は、6の地点から真北 356 度25分09秒3.14メ
 ートルの地点
 8の地点は、7の地点から真北 260 度22分03秒5.42メ
 ートルの地点
 9の地点は、8の地点から真北 350 度22分20秒 33.57
 メートルの地点
 10の地点は、9の地点から真北 351 度13分42秒7.71メ
 ートルの地点
 11の地点は、10の地点から真北 352 度56分52秒7.71メ
 ートルの地点
 12の地点は、11の地点から真北 354 度39分39秒7.71メ
 ートルの地点
 13の地点は、12の地点から真北 356 度22分31秒7.70メ
 ートルの地点
 14の地点は、13の地点から真北 359 度03分20秒7.71メ
 ートルの地点
 15の地点は、14の地点から真北 0 度41分25秒4.65メ
 ートルの地点
 16の地点は、15の地点から真北 0 度41分03秒1.34メ
 ートルの地点
 17の地点は、16の地点から真北 0 度42分11秒1.71メ
 ートルの地点
 18の地点は、17の地点から真北 2 度29分14秒7.70メ
 ートルの地点
 19の地点は、18の地点から真北 4 度07分22秒7.69メ
 ートルの地点
 20の地点は、19の地点から真北 4 度09分15秒2.50メ
 ートルの地点
 21の地点は、20の地点から真北 0 度30分16秒5.00メ
 ートルの地点
 22の地点は、21の地点から真北 356 度57分20秒1.62メ
 ートルの地点
 23の地点は、22の地点から真北 356 度57分45秒1.34メ
 ートルの地点
 24の地点は、23の地点から真北 356 度57分49秒2.04メ
 ートルの地点
 25の地点は、24の地点から真北 353 度24分51秒5.00メ
 ートルの地点
 26の地点は、25の地点から真北 349 度49分57秒5.00メ
 ートルの地点
 27の地点は、26の地点から真北 346 度15分10秒2.50メ
 ートルの地点
 28の地点は、27の地点から真北72度06分05秒3.38メ
 ートルの地点
 29の地点は、28の地点から真北 341 度10分59秒4.60メ
 ートルの地点
 30の地点は、29の地点から真北 341 度47分57秒3.33メ

ートルの地点
 31の地点は、30の地点から真北 252 度06分09秒3.10メ
 ートルの地点
 32の地点は、31の地点から真北 337 度11分53秒2.88メ
 ートルの地点
 33の地点は、基点から真北 320 度19分06秒701.79メ
 ートルの地点
 34の地点は、33の地点から真北 322 度01分46秒1.21メ
 ートルの地点
 35の地点は、34の地点から真北 329 度49分35秒2.29メ
 ートルの地点
 36の地点は、35の地点から真北 326 度37分58秒4.58メ
 ートルの地点
 37の地点は、36の地点から真北 323 度22分05秒4.58メ
 ートルの地点
 38の地点は、37の地点から真北 320 度07分49秒2.29メ
 ートルの地点
 39の地点は、38の地点から真北 319 度48分21秒 48.04
 メートルの地点
 40の地点は、39の地点から真北 321 度47分55秒5.91メ
 ートルの地点
 41の地点は、40の地点から真北 325 度11分40秒5.91メ
 ートルの地点
 42の地点は、41の地点から真北 328 度34分52秒5.91メ
 ートルの地点
 43の地点は、42の地点から真北 331 度58分44秒5.91メ
 ートルの地点
 44の地点は、43の地点から真北 335 度21分49秒5.91メ
 ートルの地点
 45の地点は、44の地点から真北 338 度45分04秒5.91メ
 ートルの地点
 46の地点は、45の地点から真北 342 度08分50秒5.91メ
 ートルの地点
 47の地点は、46の地点から真北 345 度32分35秒5.91メ
 ートルの地点
 48の地点は、47の地点から真北 348 度55分19秒5.91メ
 ートルの地点
 49の地点は、48の地点から真北 350 度12分29秒 34.22
 メートルの地点
 50の地点は、49の地点から真北 350 度37分30秒 12.42
 メートルの地点
 51の地点は、50の地点から真北80度39分50秒2.09メ
 ートルの地点
 52の地点は、51の地点から真北 350 度36分52秒2.33メ
 ートルの地点
 53の地点は、52の地点から真北 2 度12分46秒1.74メ
 ートルの地点
 54の地点は、53の地点から真北 260 度37分49秒2.44メ
 ートルの地点
 55の地点は、54の地点から真北 350 度37分39秒 43.55
 メートルの地点
 56の地点は、55の地点から真北 350 度56分50秒 44.44
 メートルの地点

57の地点は、56の地点から真北 350 度42分25秒3 .00メ
 ートルの地点
 58の地点は、57の地点から真北 347 度11分57秒6 .01メ
 ートルの地点
 59の地点は、58の地点から真北 343 度44分58秒6 .01メ
 ートルの地点
 60の地点は、59の地点から真北 340 度18分46秒6 .01メ
 ートルの地点
 61の地点は、60の地点から真北 336 度52分31秒6 .01メ
 ートルの地点
 62の地点は、61の地点から真北 333 度25分50秒6 .01メ
 ートルの地点
 63の地点は、62の地点から真北 330 度00分11秒6 .01メ
 ートルの地点
 64の地点は、63の地点から真北 326 度33分50秒6 .01メ
 ートルの地点
 65の地点は、64の地点から真北 323 度06分47秒6 .01メ
 ートルの地点
 66の地点は、65の地点から真北 319 度41分11秒6 .01メ
 ートルの地点
 67の地点は、66の地点から真北 316 度14分52秒6 .01メ
 ートルの地点
 68の地点は、67の地点から真北 312 度48分52秒6 .01メ

ートルの地点
 69の地点は、68の地点から真北 309 度16分53秒3 .01メ
 ートルの地点
 70の地点は、69の地点から真北37度09分35秒2 .57メ
 ートルの地点
 71の地点は、70の地点から真北 301 度16分22秒3 .12メ
 ートルの地点
 72の地点は、71の地点から真北 306 度56分20秒2 .33メ
 ートルの地点
 73の地点は、72の地点から真北 217 度10分10秒2 .18メ
 ートルの地点
 74の地点は、73の地点から真北 306 度08分57秒2 .15メ
 ートルの地点
 75の地点は、74の地点から真北 303 度48分04秒4 .29メ
 ートルの地点
 76の地点は、75の地点から真北 301 度26分41秒2 .15メ
 ートルの地点

(3) 面積

3 ,347 .11平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月20日 愛媛県指令港第22号

4 しゅん功認可年月日

平成16年3月19日

○愛媛県告示第 541 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市平岡字八ノラ谷325番 3 地先から 同字342番 3 地先まで	平成16年3月19日

○愛媛県告示第 542 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山伊予線	伊予市大平字武領乙258番 6 から 同字乙258番 7 まで	旧	メートル 5.2 ~ 9.7	キロメートル 0.029	
			新	12.5 ~ 17.5	0.029	

○愛媛県告示第 543 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市大平字武領乙258番6から 同字乙258番7まで	平成16年3月19日

○愛媛県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市米湊字安広816番10	旧	メートル 9.0	キロメートル 0.005	
			新	15.5	0.005	

○愛媛県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市米湊字安広816番10	平成16年3月19日

○愛媛県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2336番2から 同村黒藤川2462番3まで	旧	メートル 3.6~17.5	キロメートル 0.440	
			新	10.6~63.0	0.416	

○愛媛県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2336番2から 同村黒藤川2462番3まで	平成16年3月19日

○愛媛県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	久万中山線	伊予郡中山町大字出淵4番耕地716番5から 同大字4番耕地714番2まで	旧	メートル 6.0～11.0	キロメートル 0.242	
			新	18.0～54.0	0.242	

○愛媛県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予郡中山町大字出淵8番耕地594番地先から 同大字4番耕地712番2地先まで	平成16年3月19日

○愛媛県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘字船木庚262番6から 同字庚269番4まで	旧	メートル 4.7～20.5	キロメートル 0.122	
			新	8.5～39.2	0.093	

○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘字船木庚262番6から 同字庚269番4まで	平成16年3月23日

○愛媛県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字小松637番地先から 同大字670番地先まで	旧	メートル 5.0~21.2	キロメートル 0.214	
			新	12.2~77.6	0.214	

○愛媛県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字小松637番地先から 同大字670番地先まで	平成16年3月19日

○愛媛県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字下相789番1地先	旧	メートル 21.8~24.6	キロメートル 0.023	
			新	38.8~52.0	0.023	

○愛媛県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字下相789番1地先	平成16年3月19日

○愛媛県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	北宇和郡三間町大字是能1176番2から 同大字1182番まで	旧	メートル 4.5~11.5	キロメートル 0.100	
			新	11.5~23.0	0.100	

○愛媛県告示第 557 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	北宇和郡三間町大字是能1176番 2 から 同大字1182番まで	平成16年 3月19日

○愛媛県告示第 558 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町下久家858番 3 から 同町下久家809番 3 まで	旧	メートル 6.0~31.0	キロメートル 0.160	
			新	20.0~47.8	0.144	

○愛媛県告示第 559 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町下久家858番 3 から 同町下久家809番 3 まで	平成16年 3月19日

○愛媛県告示第 560 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局建（開）第29号 平成16年 3月 5 日	北条市中西内字堀端541番 1	北条市辻833番地 1 佐 伯 明 徳
15松局伊土検（開）第49号 平成16年 3月 8 日	伊予郡砥部町167番 1 及び168番 1	松山市勝山二丁目 4 番地 7 株式会社 ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義
15西局建（開）第32号 平成16年 3月 8 日	西条市飯岡字川原端2412番51及び2412番52	広島県三原市明神一丁目 5 番17号 工 藤 克 樹
15西局建（開）第33号 平成16年 3月 9 日	西条市古川字砂盛甲306番 1、甲306番 3、甲306番 6、甲306番 7、 甲306番 8、甲306番 9 及び甲306番10	西条市神拝甲287番地 高 橋 進

15八局建第2728号 平成16年3月10日	西宇和郡三瓶町大字津布理字岸ノ下2830番、2831番及び2832番並びに同郡同町大字津布理字正ヶ市2833番、2835番、2836番1、2836番2、2837番、2839番1、2840番1及び2841番並びに同郡同町大字津布理字岸ノ下2830番地先水路、2832番地先水路、2831番地先農道、2832番地先農道及び2830番地先農道並びに同郡同町大字津布理字正ヶ市2833番地先農道及び2835番地先農道	西宇和郡三瓶町大字朝立7番耕地287番地3 三瓶町長 井伊敏郎
---------------------------	--	------------------------------------

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月19日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第9条の2 道路交通法施行令第22条第3号ハの公安委員会
が定める自動車は、別表に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条の2関係）

番号	路線名	区 間
1	一般国道317号 （西瀬戸自動車道）	越智郡上浦町大字井口758番2 （広島県境）から今治市山路字木ノ谷716番1まで
2	一般国道11号	川之江市川之江町余木381番地 から周桑郡小松町妙口字山崎甲 233番3まで
3	一般国道11号	温泉郡川内町大字南方1517番1 から松山市二番町四丁目7番の 2まで
4	一般国道11号 （川之江・三島バイ パス）	川之江市妻鳥町字上野351番1 から伊予三島市中曾根町字溝又 1724番1まで
5	一般国道11号 （西条バイパス）	西条市飯岡1334番1から同市下 島山1346番5まで
6	一般国道33号	松山市北土居町513番1から同 市小坂五丁目24番1まで
7	一般国道33号 （松山外環状線）	松山市北土居町422番2から同 市北井門町190番1まで
8	一般国道56号	南宇和郡一本松町正木76番から 大洲市北只15番1まで
9	一般国道56号	大洲市東大洲1709番から松山市 二番町四丁目7番の4まで
10	一般国道56号 （宇和島道路）	宇和島市保田字清水甲612番か ら同市高串字屋敷田一番耕地10 29番1まで
11	一般国道56号 （大洲道路）	大洲市北只15番1から同市東大 洲1709番まで
12	一般国道192号	川之江市川之江町下屋敷253番 1から同市川滝町下山（徳島県 境）まで
13	一般国道196号	松山市大手町一丁目1番6から 周桑郡小松町大字新屋敷字西町 裏甲527番6まで

14	一般国道196号	今治市山路字下平566番2から 同市山路字木ノ谷716番3まで
15	一般国道196号 （松山環状線）	松山市空港通二丁目109番1か ら同市中央二丁目24番6まで
16	一般国道197号	東宇和郡城川町大字嘉喜尾4811 番4地先から大洲市菅田町菅田 字幸田臺甲3071番5地先まで
17	一般国道197号	西宇和郡保内町宮内2番耕地1 34番1地先から同郡三崎町三崎 字ハマ2000番2まで
18	一般国道317号	今治市小泉三丁目1番1から同 市別宮町一丁目4番1まで
19	一般国道317号	越智郡吉海町大字名3610番から 同郡宮窪町大字宮窪4090番まで
20	一般国道319号	伊予三島市中曾根町字生吉1712 番3地先から同市金子二丁目字 金子2101番5まで
21	一般国道378号	伊予市下吾川字馬塚956番1か ら西宇和郡保内町宮内2番耕地 134番1地先まで
22	一般国道437号	松山市中央二丁目23番1地先か ら同市三津一丁目12番地先まで
23	一般国道441号	東宇和郡野村町大字阿下7号34 番1地先から同郡城川町大字田 穂1368番地先まで
24	県道新居浜角野線	新居浜市繁本町甲720番3から 同市松原町甲4787番4まで
25	県道壬生川新居浜野 田線	東予市三津屋南3番33地先から 同市三津屋南3番37地先まで
26	県道壬生川新居浜野 田線	周桑郡小松町大字新屋敷字三ノ 坪甲1153番5から西条市下島山 甲1345番2まで
27	県道壬生川新居浜野 田線	西条市船屋甲229番1から新居 浜市磯浦町361番1まで
28	県道壬生川新居浜野 田線	新居浜市繁本町720番3から同 市多喜浜67番173まで
29	県道今治港線	今治市片原町一丁目1番11から 同市別宮町一丁目2番17まで
30	県道松山空港線	松山市南吉田町1681番1地先か ら同市空港通二丁目188番1地 先まで
31	県道松山港線	松山市高浜町2232番2地先から 同市三杉町1番地先まで
32	県道松山港線	松山市中央二丁目23番1地先か ら同市中央一丁目7番地先まで
33	県道伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井1115番1 地先から松山市南吉田町1466番 1地先まで
34	県道伊予松山港線	松山市南吉田町1682番4地先か ら同市三津三丁目20番地先まで
35	県道伊予川内線	伊予市下吾川字馬塚1004番1か ら温泉郡川内町大字南方字竹之 鼻1604番1地先まで
36	県道八幡浜宇和線	東宇和郡宇和町大字上松葉196

		番1地先から同町大字れんげ965番30地先まで			
37	県道野村城川線	東宇和郡城川町大字田穂1368番地先から同町嘉喜尾4811番4地先まで	61	県道新居浜東港線	新居浜市多喜浜514番4から同市松神子二丁目1025番1まで
38	県道今治波方港線	今治市長沢字堂之前甲559番6から同市常盤町三丁目5番15まで	62	県道平田北条線	松山市平田町214番2から北条市河原字六反地372番2まで
39	県道松山東部環状線	松山市安城寺町729番1地先から同市鴨川二丁目11番地先まで	63	松山市道大可賀道後松山港線	松山市若葉町8番1地先から同市松江町3番3地先まで
40	県道新居浜別子山線	新居浜市船木4475番1から同市船木4132番6まで	64	松山市道松山環状線北部	松山市中央二丁目77番1地先から同市東長戸四丁目668番1地先まで
41	県道壬生川丹原線	東予市三津屋東55番から同市北条1600番1地先まで	65	松山市道垣生85号線	松山市東垣生町958番地1地先から同町1084番1地先まで
42	県道壬生川丹原線	東予市北条1649番1地先から周桑郡丹原町大字今井352番1地先まで	66	松山市道余土96号線	松山市出合4353番地先から同市出合2613番地先まで
43	県道広見三間宇和島線	北宇和郡三間町大字迫目331番から宇和島市伊吹町1470番5まで	67	松山市道生石121号線	松山市南吉田町2270番地先から同町2858番地先まで
44	県道川之江港線	川之江市川之江町4056番10から同市川之江町番外683番16まで	68	松山市道堀江141号線	松山市堀江町25番5地先から同市福角町398番1地先まで
45	県道壬生川港小松線	東予市今在家743番地先から西条市氷見甲222番5まで	69	松山市生石182号線	松山市東垣生1084番1地先から同市南吉田町2270番地先まで
46	県道石鎚丹原線	周桑郡小松町大字大頭字山本甲293番4から同郡丹原町大字今井352番1地先まで	70	松山市道松山環状線南部	松山市天山町三丁目195番1地先から同市和泉北三丁目723番4地先まで
47	県道東予港三津屋線	東予市北条1206番1地先から同市三津屋東54番まで	71	松山市道松山環状線南部(複線01)	松山市和泉北一丁目737番地先から同市和泉北一丁目777番2地先まで
48	県道今治停車場線	今治市北宝来町二丁目2番25から同市別宮町二丁目1番11まで	72	松山市道松山環状線西部	松山市和泉北二丁目730番1地先から同市空港通二丁目188番1地先まで
49	県道湯山北条線	北条市河原字乙田甲431番から同市下難波字御領田甲234番1地先まで	73	松山市道松山環状線西部(複線01)	松山市和泉北二丁目735番1地先から同市土居田町21番1地先まで
50	県道六軒家石手線	松山市中央一丁目5番地先から同市本町六丁目7番地先まで	74	松山市道生石185号線	松山市南吉田町2858番から同市南吉田町2798番46地先まで
51	県道久米垣生線	松山市余戸南四丁目1328番1地先から同市西垣生町563番1地先まで	75	今治市道今治駅天保山線	今治市北宝来町一丁目5番地5先から同市天保山町二丁目4番地先まで
52	県道長井方堀江線	松山市堀江町1926番地先から同町1867番地先まで	76	今治市道内港喜田村線	今治市恵美須三丁目1番地34から同市喜田村五丁目766番地3先まで
53	県道宇和島港線	宇和島市築地町二丁目1000番1から同市栄町港三丁目4000番まで	77	今治市道鳥生臨海4号線	今治市東鳥生町五丁目17番地先から同市東鳥生町五丁目22番地先まで
54	県道無月宇和島線	宇和島市保手一丁目3番30地先から同市明倫町3番17地先まで	78	今治市道鳥生臨海5号線	今治市東鳥生町二丁目2069番5先から同市東鳥生町五丁目38番地先まで
55	県道伊予宮野下停車場務田線	北宇和郡三間町大字迫目331番から同町大字迫目43番2まで	79	今治市道鳥生臨海大浜八町線	今治市八町東三丁目1448番地1先から同市東鳥生町二丁目1945番1先まで
56	県道伊予宮野下停車場務田線	北宇和郡三間町宮野下44番1から同町宮野下215番1まで	80	今治市道内港喜田村線	今治市喜田村五丁目766番3先から同市恵美須町三丁目1番34先まで
57	県道広見吉田線	北宇和郡三間町宮野下44番1から同町大字元宗100番2まで	81	今治市道富田臨港1号線	今治市喜田村四丁目994番6先から同市富田新港一丁目7番地2先まで
58	県道伊延永長線	東宇和郡宇和町大字れんげ965番30地先から同町大字清沢1545番地先まで	82	宇和島市道築地本線	宇和島市築地町二丁目507番先から同市築地町二丁目516番まで
59	県道松山松前伊予線	松山市余戸南四丁目1328番1地先から伊予郡松前町西高柳534番2地先まで	83	宇和島市道朝日町築地線	宇和島市築地町一丁目507番から同市築地町二丁目516番まで
60	県道三島川之江港線	川之江市妻島町字庄境352番10から同町字中足鍋1773番2まで	84	宇和島市道築地4号線	宇和島市築地町二丁目318番から同市寿町二丁目318番5まで

85	宇和島市道築地12号	宇和島市築地町二丁目1000番1から同市築地町二丁目1000番1まで			ら同市喜田村四丁目5番27号まで
86	新居浜市道磯浦中新田線	新居浜市磯浦町9番27号地先から同市新田町三丁目1番43号地先まで	108	港湾道路	今治市富田新港一丁目1番地5から同市富田新港一丁目2番地5まで
87	新居浜市道松神子多喜浜線	新居浜市多喜浜518番3号地先から同市多喜浜76番42号地先まで	109	港湾道路	今治市片原町一丁目4番地2(今治フェリーセンター)から同市恵美須二丁目8番地3まで
88	新居浜市道新田松神子線	新居浜市松神子四丁目1番1号地先から同市松神子二丁目1番1号地先まで	110	港湾道路	今治市片原町三丁目1番地8から同市片原町一丁目4番地2まで
89	西条市道国道朔日市線	西条市大町194番地の6先から同市ひうち6番地の10まで	111	港湾道路	松山市三津ふ頭1番地1から同市三津一丁目(外港第二埠頭)まで
90	川之江市道港通井地線	川之江市港通4063番22から同市川之江町井地330番1まで	112	港湾道路	松山市三津ふ頭1番地1から同市三津三丁目5番40先まで
91	伊予三島市道中曾根神之元線	伊予三島市中曾根町字井垣358番5から同市宮川一丁目字神之元1024番1まで	113	港湾道路	松山市北吉田町から同市大可賀三丁目93番地(新埠頭埋立地内)まで
92	伊予三島市道本郷平木線	伊予三島市下柏町587番1から同市下柏町字池ノ口746番3まで	114	港湾道路	松山市高浜町三丁目93番地から同市高浜町六丁目2554番地まで
93	伊予三島市道国道海岸線	伊予三島市金子一丁目字金子2101番6から同市中之庄町字宮ノ北378番2まで	115	港湾道路	松山市北吉田町1294番地から同市北吉田町(帝人)まで
94	伊予三島市道中之庄埋立3号線	伊予三島市金子一丁目字金子2200番1から同市中之庄字宮ノ北2145番まで	116	港湾道路	松山市北吉田町77番地5から同市大可賀三丁目(コスモ石油松山工場)まで
95	松前町道西1号線	伊予郡松前町大字筒井字砂流場1811番地から同町大字北川原字塩屋西2035番地まで	117	港湾道路	松山市高浜五丁目2254番地(松山フェリーセンター)から同市高浜町六丁目2564番地先まで
96	松前町道西22号線	伊予郡松前町大字西高柳字樋ノ西529番地から同町大字北川原字原端974番地まで	118	港湾道路	松山市海岸通2422番地1から同市海岸通1455番地1まで
97	松前町道西181号	伊予郡松前町大字筒井字城新田1411番地4から同町大字筒井字砂流場1795番地1まで			
98	宇和町道1-3	東宇和郡宇和町大字清沢1418番地先から同町大字清沢1590番地先まで			
99	三間町道宮野下土居中線	北宇和郡三間町宮野下745番5から同町宮野下214番1まで			
100	港湾道路	伊予三島市村松町柳田縄937番地4から川之江市川之江町540番地先まで			
101	港湾道路	伊予三島市村松町柳田縄937番地4から同市村松町(大王製紙前)まで			
102	港湾道路	川之江市川之江町宮の下(旧フェリー発着地)から同市川之江町2529番地まで			
103	港湾道路	新居浜市垣生三丁目から同市多喜浜351番地まで			
104	港湾道路	東予市今在家1500番地の2から同市今在家727番地の1まで			
105	東予臨港道路	東予市今在家1500番地の2(フェリー専用岸壁)から同市北条926番地の14まで			
106	港湾道路	今治市富田新港一丁目2番地5から同市富田新港1番地5まで			
107	港湾道路	今治市喜田村二丁目5番43号か			

附 則

- この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の愛媛県道路交通規則(以下「新規則」という。)別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第9条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

